

ホールインワン・アルバトロス費用担保特約条項

(当会社の支払責任)

第1条 当会社は、被保険者がゴルフ場においてゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、慣習として次の各号の費用を負担することによって被る損害に対して、保険証券記載のホールインワン・アルバトロス費用の保険金額(以下「保険金額」といいます。)を限度に、この特約条項の規定にしたがい、保険金を支払います。

(1) 贈呈用記念品購入費用。ただし、下記の購入費用を除きます。

イ．貨幣、紙幣

ロ．有価証券

ハ．商品券等の物品切手

ニ．プリペイドカード(被保険者がホールインワン・アルバトロス達成を記念して特に作成したものを除きます。)

(2) 祝賀会に要する費用

(3) ゴルフ場に対する記念植樹費用

(4) 同伴キャディに対する祝儀

(5) その他慣習として負担することが適当であると当会社が認める費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

(用語の定義)

第2条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の定義に従います。

(1) ゴルフ競技

ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合はこの限りではありません。)、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。

(2) ゴルフ場

日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目のいかなを問わず、施設の利用について料金を徴するものをいいます。

(3) ホールインワン

各ホールの第1打によってボールが直接ホール(球孔)に入ることをいいます。

(4) アルバトロス

各ホールの基準打数よりも3つ少ない打数でボールがホールに入ることをいいます。ただし、ホールインワンの場合を除きます。

(5) 贈呈用記念品購入費用

ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、同伴競技者、友人等に贈呈する記念品の購入代金および郵送費用をいいます。

(6) ゴルフ場に対する記念植樹費用

ホールインワンまたはアルバトロスの記念としてホールインワンまたはアルバトロスを行ったゴルフ場に植える樹木の代金をいいます。

(7) 同伴キャディに対する祝儀

同伴キャディに対して、ホールインワンまたはアルバトロスを行った記念の祝金として贈与する金銭をいいます。

(保険金を支払わない場合)

第3条 当会社は、次のホールインワンまたはアルバトロスについては、保険金を支払いません。

(1) 被保険者がゴルフ場の経営者である場合、その被保険者が経営するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス

(2) 被保険者がゴルフ場の使用人(臨時雇いを含みます。以下同様とします。)である場合、その被保険者が実際に勤務しているゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス

(保険金の請求)

第4条 被保険者が、この特約条項の規定に従い保険金を請求しようとするときは、保険金請求書および保険証券に次の書類を添えて、当会社に提出しなければなりません。

(1) 次の者すべてが署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

イ．同伴競技者(ただし、ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合を除きます。)

ロ．当該ゴルフ場に所属し、被保険者のゴルフ競技の補助者として使用したキャディ。ただし、下記のものいずれかを提出できる場合はこの限りではありません。

(イ) 当該ゴルフ場の使用人で被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した者1名以上が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

(ロ) 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に、被保険者が参加している間に達成したホールインワンまたはアルバトロスの場合で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した当該公式競技の参加者または競技委員1名以上が署名または記名捺印した当会社所定のホールインワンまたはアルバトロス証明書

(ハ) 被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成したことが確認できるビデオ映像等、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に立証することができることを当会社が認めた資料

ハ．当該ゴルフ場の支配人または特に当会社が認めた場合には、その業務を代行または行使する権限を有する者

(2) 第1条(当会社の支払責任)各号の費用の支払いを証明する領収書

(3) その他当会社が必要と認める書類

2．被保険者が、前項の書類中に故意に不実の記載をし、もしくは事実を隠したときまたは前項の義務に違反したときは、当会社は保険金を支払いません。

(保険金額の自動復元)

第5条 当会社が保険金を支払った場合においても保険金額は減額しません。

(保険金の分担)

第6条 当会社が、この特約条項によって保険金を支払う場合において、保険金を支払うべき他の保険契約(以下「重複保険契約」といいます。)がある場合には、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

それぞれの保険契約のうち

最も保険金額の高い保険契約

により重複保険契約がない

ものとした場合に支払われる

べき保険金の額

× $\frac{\text{この保険契約の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の保険金額の合計額}}$

(読み替え規定)

第7条 この特約条項については、賠償責任保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)

第3条(保険期間)第2項の規定中「保険料領収前に生じた事故」とあるのを「保険料領収前に行ったホールインワンまたはアルバトロス」と読み替えて適用します。

(普通約款との関係)

第8条 この特約条項に規定していない事項については、この特約条項に反しない限り、普通約款の規定を適用します。